

大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン（改定案）（新旧対照表）

改 定 後	現 行
<p>I. 総説（略）</p> <hr/> <p>II. <u>防災区域の指定等の概要</u></p> <p>変動予測は第一次スクリーニングと第二次スクリーニングによって構成され、防災区域の指定等は当該変動予測結果に基づいて行われるものとする。これらの手順は以下の通りとする。</p> <p>1) 調査対象地域を設定し、盛土造成地の位置と規模を把握し、第二次スクリーニング計画を作成する。（第一次スクリーニング）</p> <p><u>2) 第一次スクリーニングにおいて抽出された大規模盛土造成地を表示した宅地ハザードマップを作成し、住民等への周知・普及を図る。</u></p> <p><u>3) 第二次スクリーニング計画に基づき、盛土造成地の現地調査を行い、地形や土質等を把握した上で、安定計算を行う。（第二次スクリーニング）</u></p> <p><u>4) 第二次スクリーニングの結果を基に、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きいと判断された大規模盛土造成地について、防災区域の指定等を行う。</u></p>	<p>I. 総説（略）</p> <hr/> <p>II. 防災区域の指定等</p> <p>変動予測は第一次スクリーニングと第二次スクリーニングによって構成され、防災区域の指定等は当該変動予測結果に基づいて行われるものとする。これらの手順は以下の通りとする。</p> <p>1) 調査対象地域を設定し、盛土造成地の位置と規模を把握し、第二次スクリーニング計画を作成する。（第一次スクリーニング）</p> <p><u>2) 第二次スクリーニング計画に基づき、盛土造成地の現地調査を行い、地形や土質等を把握した上で、安定計算を行う。（第二次スクリーニング）</u></p> <p><u>3) 第二次スクリーニングの結果を基に、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きいと判断された大規模盛土造成地について、防災区域の指定等を行う。</u></p>
<p>III. 第一次スクリーニング（略）</p> <p>III. 1 調査対象地域の設定（略）</p> <p>III. 2 盛土造成地の位置と規模の把握（略）</p> <p>III. 3 <u>第二次スクリーニング計画の作成</u>（略）</p>	<p>III. 第一次スクリーニング（略）</p> <p>III. 1 調査対象地域の設定（略）</p> <p>III. 2 盛土造成地の位置と規模の把握（略）</p> <p>III. 3 第二次スクリーニング（略）</p>
<p><u>IV. 宅地ハザードマップ</u></p> <p><u>宅地ハザードマップは、宅地造成に伴う災害に対する住民の理解を深め、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な規制を行うことを目的として作成し、公表・活用するものであり、原則として第一次スクリーニングの結果に基づいて大規模盛土造成地の共通項目と地域項目を記載したものである。</u></p>	

IV. 1 宅地ハザードマップの作成

宅地ハザードマップは以下の手順により作成するものとする。

- 1) 宅地ハザードマップの記載項目の検討
- 2) 資料収集
- 3) 基図の作成
- 4) 共通項目の記載
- 5) 地域項目の記載

IV. 1. 1 宅地ハザードマップの記載項目の検討

宅地ハザードマップには、「共通項目」を必ず記載し、「地域項目」については地域の実情にあわせて記載項目を検討する。

IV. 1. 2 資料収集

記載する地域項目や地域の実情に応じ、宅地ハザードマップ作成に必要な関連資料を収集する。

IV. 1. 3 基図の作成

宅地ハザードマップに用いる基図は、住民等が自宅のある地区及びその周辺の大規模盛土造成地の位置や規模等を把握できるよう、適切な縮尺をもって作成する。

IV. 1. 4 共通項目の記載

共通項目とは、「IV. 宅地ハザードマップ」に示している宅地ハザードマップ作成の目的に沿って、必要不可欠な最小限の記載する項目をいい、III. 2に示している大規模盛土造成地の種類（谷埋め型大規模盛土造成地、腹付け型大規模盛土造成地）を共通項目とする。

IV. 1. 5 地域項目の記載

地域項目とは、宅地造成に伴う災害を防止するために、地方公共団体が必要と判断して記載するものであり、例えば、住民の宅地造成に伴う災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいう。

IV. 2 宅地ハザードマップの公表と活用

地方公共団体の長は、宅地ハザードマップについて、速やかに公表・配布し、その周知を図るとともに、作成した宅地ハザードマップを元に、第二次スクリーニング等を円滑に行うことができる

よう、説明会の開催等により、住民等の理解及び協力を得られるよう努めることとする。

V. 第二次スクリーニング (略)

V. 1 現地調査 (略)

V. 2 安定計算

V. 1 で得られた結果を基に、安定計算により、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回るか否かを確認する。地震力については当該盛土の自重に、水平震度として0.25に建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値とする。

VI. 防災区域の指定等 (略)

VI. 1 保全対象の調査 (略)

VI. 2 防災区域の指定等 (略)

**VI. 3 防災区域の指定等 (災害の発生のおそれ
が明らかな場合)**

変動予測に関わらず、切土又は盛土をした後の地盤の滑動、宅地造成に関する工事により設置された擁壁の沈下、切土又は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じているものの区域であって、災害により相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれ大きいと認められるものについては、防災区域の指定等を行うこととする。

IV. 第二次スクリーニング (略)

IV. 1 現地調査 (略)

IV. 2 安定計算

IV. 1 で得られた結果を基に、安定計算により、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回るか否かを確認する。地震力については当該盛土の自重に、水平震度として0.25に建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値とする。

V. 造成宅地防災区域の指定等 (略)

V. 1 保全対象の調査 (略)

V. 2 防災区域の指定等 (略)

**V. 3 防災区域の指定等 (災害の発生のおそれ
が明らかな場合)**

V. 2 により、防災区域の指定等が行われた造成宅地の区域以外であっても、切土又は盛土をした後の地盤の滑動、宅地造成に関する工事により設置された擁壁の沈下、切土又は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じているものの区域であって、災害により相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれ大きいと認められるものについては、防災区域の指定等を行うこととする。